

さかい 農委だより

令和 8 年 **夏** 号

(第125号)



編集・発行 堺市農業委員会

堺市堺区南瓦町3番1号
TEL072(228)6825(直通)
FAX072(228)7410

委員改選により、7月から新体制がスタートしました



3年間の任期満了により、農業委員及び農地利用最適化推進委員が改選され、令和8年7月から、新たに「第26期」堺市農業委員会がスタートしました。

農業委員は市議会の同意を得て7月15日付けで市長が任命し、農地利用最適化推進委員についても、同日に開催された初総会において委嘱が決定されました。なお、今期は、国等が示す女性委員の比率増加目標達成に向け、女性農業委員は前期から1名増え、4名が任命されています。

また、同総会では農業委員会会長及び会長代理の互選があり、会長には辻千太郎委員、会長代理には奥野正作委員が就任しました。

初総会を招集した永藤英機堺市長からは、「これから3年間、適正な農地行政の執行、そして農業者に寄り添った良き相談役としてご活躍いただきたい。堺市では市政運営の大方針である『堺市基本計画2030』においては、『次世代につなげる農業の促進』を重点戦略の施策の一つとしており、地産地消の推進・持続可能な農業振興の取組を進めている。これまでの知識と経験を活かし、堺市の農業の更なる発展にお力添えいただきたい。」との挨拶がありました。

農業委員会法では、農業委員は委員会の意思決定を担い、農地利用最適化推進委員は主に地域での活動を担うこととされています。本市農業委員会では、両委員が相互に連携・協働しながら活動を行うとともに、総会等においても意見を述べるができる体制を整え、地域農業の発展に取り組んでいます。

今後とも、堺市域の農業の発展に向け、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介は2・3ページ)

会長就任挨拶 堺市農業委員会 会長 辻 千太郎

この度、農業委員会総会において推挙を受け、第26期堺市農業委員会会長に就任いたしました辻千太郎でございます。大変光栄に思うと同時に、その責任の重さに身の引き締まる思いでおります。

また、農業関係者の皆様には、日頃より農業委員会活動に深いご理解と温かいご支援、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

近年、本市農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行に加え、資材価格の高騰、気候変動の影響など、これまでにない厳しい局面を迎えております。私自身、農業委員として今回で6期目となり、また一農業者として現場に立ち続ける中で、こうした課題の深刻さを実感してまいりました。

このような状況のもと、農地の有効利用と適正な保全を図るとともに、新規就農者の確保や担い手への農地の集積・集約化を一層推進していくことが不可欠であると考えております。

私ども農業委員会におきましては、これまでと同様に農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地法に基づく公正かつ適正な審査を徹底するとともに、関係機関と密接に連携しながら、「農地等の利用の最適化」に向け、実効性ある取組をさらに強化してまいります。

今後とも、皆様の変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。

新しい農業委員、推進委員の紹介

第1区

農業委員



しばお たけし
芝尾 健委員
北区金岡町

推進委員



こばやし よしひろ
小林 義博委員
北区百舌鳥本町

第2区

会長

農業委員



つじ せんたろう
辻 千太郎委員
西区神野町

推進委員



いのうえ かずお
井上 和夫委員
西区菱木

第3区

農業委員



こたに のぶえ
小谷 信江委員
東区日置荘北町

推進委員



たに よしかつ
谷 好勝委員
東区高松

第4区

農業委員



いくら たかひろ
以倉 孝弘委員
東区石原町

推進委員



かすた きよふみ
数田 清文委員
美原区小寺

第5区

農業委員



やなぎした きよたか
柳下 清隆委員
美原区今井

推進委員



なかお よしあき
中尾 美昭委員
美原区南余部

第6区

農業委員



てらしま あ つ こ
寺島 あつ子委員
美原区菅生

推進委員



でみず とよあき
出水 豊明委員
美原区平尾

第7区

農業委員



なかつじ の ぶ こ
中辻 ノブ子委員
中区土塔町

推進委員



やまもと しんじ
山本 伸治委員
中区深井畑山町

第8区

農業委員



ひかわ まさつぐ
樋川 政次委員
中区深阪

推進委員



たにの やすひろ
谷野 保博委員
中区東山

第9区

農業委員



ふじい すずむ

藤井 進委員
中区見野山

推進委員



きしだ かつお

岸田 勝夫委員
中区福田

第10区

農業委員



にしかわ かつみ

西川 勝己委員
南区檜尾

推進委員



やまざき かつよし

山崎 勝喜委員
南区三木閉

第11区

農業委員



きたじり よしたか

北尻 芳孝委員
南区富蔵

推進委員



おくの たかし

奥野 隆委員
南区片蔵

第12区

会長代理

農業委員



おくの しょうさく

奥野 正作委員
南区別所

推進委員



ほうじょう かずのり

北條 一宜委員
南区美木多上

第13区

推進委員



おした もりひろ

尾下 守弘委員
南区逆瀬川

※農業委員は、候補者の欠員に伴い、再度選任
手続を進めているため、
次号令和9年新春号で
ご紹介いたします。

全区

農業委員
(中立委員)

まつもと ちえこ

松本 智恵子委員
堺区五月町

委員担当区域表 (令和8年7月15日現在)

地区	農業委員会委員 農地利用最適化推進委員	担 当 区 域		
1	芝 尾 健	第1区	堺区・北区	全域
	小 林 義 博	第2区	西区	全域
	辻 千 太 郎			
	井 上 和 夫	第3区	東区	大美野・北野田・草尾・丈六・関茶屋・高松・中茶屋・西野・南野田・日置荘各町
	小 谷 信 江	第4区	東区	石原町・白鷺町・野尻町・引野町・菩提町・八下町
	谷 好 勝			
	以 倉 孝 弘	第5区	美原区	大饗・小寺・菩提
	数 田 清 文			
	柳 下 清 隆	第6区	美原区	阿弥・石原・今井・北余部・北余部西・黒山・真福寺・太井・大保・多治井・丹上丹南・南余部・南余部西
	中 尾 美 昭			
2	寺 島 あ つ 子	第7区	中区	さつき野西・さつき野東・菅生・青南台・平尾・小平尾・木材通
	出 水 豊 明			
	松本智恵子	全区	全区	全域
	中 辻 ノ ブ 子	第8区	中区	深井各町・大野芝町・学園町・新家町・土塔町・土師町・毛穴町・八田寺町・八田北町・八田西町・八田南之町・堀上町・宮園町
	山 本 伸 治			
	樋 川 政 次	第9区	中区	小坂・小坂西町・稲葉・東八田・東山・平井・伏尾・高蔵寺・田園・辻之・深阪
	谷 野 保 博			
	藤 井 進	第10区	南区	上之・陶器北・福田・見野山
	岸 田 勝 夫			
	西 川 勝 己	第11区	南区	岩室・晴美台
	山 崎 勝 喜			
	北 尻 芳 孝	第12区	南区	赤坂台・大森・新檜尾台・檜尾・稲葉・大庭寺・小代・高尾・野々井・三木閉・桃山台・太平寺
	奥 野 隆			
	奥 野 正 作	第13区	南区	泉田中・片蔵・竹城台・茶山台・豊田・梅・富蔵・若松台・庭代台・原山台
	北 條 一 宣			
	尾 下 守 弘	第13区	南区	御池台・鴨谷台・城山台・別所・美木多上
	尾 下 守 弘	第13区	南区	逆瀬川・鉢ヶ峯寺・釜室・畑・横塚台

(注1) 全区：松本智恵子氏は、農業委員会委員

連絡を取りたい場合は、農業委員会事務局までお問い合わせください。(TEL：072-228-6825)

農業委員の役割：農地法に基づく許認可(推進委員と連携した現場調査)を行います。
農地等の利用の最適化の推進に関する指針を作成し、農用地利用集積等促進計画を決定します。
推進委員の役割：担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を通じて農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。

農地の無断転用は法律違反です！

✓ 農地転用とは

農地に住宅や倉庫を建設したり、駐車場や資材置場にするなど、農地を農地以外の目的で利用することです。

一時的に資材置き場などに利用する場合も転用になります。

農地法では、優良農地の確保や計画的な土地利用などの観点から農地を転用するには許可や届出が必要であると定められています。



✓ 農地転用手続について

農地法に基づき、市街化調整区域の農地は許可が、市街化区域の農地は届出が必要です。

市街化調整区域の農地転用は、当該農地周辺の市街化の状況や事業実施の確実性など、法令で定められた許可基準に基づき、農業委員会の審査が行われます。農地転用手続は、提出書類が多岐にわたり複雑な部分もありますので、事前に農業委員会まで、ご相談ください。

✓ 無断転用には罰則が

適法な手続を経ずに無断で農地を転用した場合や、許可を受けても事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することになり、農地所有者を含めた違反転用者に原状回復命令や刑罰（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金）が科されることがあります。

農地転用に係る地域計画の変更について

- 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の区域内の農地の転用許可については、あらかじめ地域計画の変更手続が必要です。
- 転用許可に係る事前相談は開始できますが、転用許可申請は地域計画変更後に行う必要があります。



《地域計画変更申出書についてのお問合せ》

堺市農政部農水産課

電話：072-228-6971

《転用許可申請についてのお問合せ》

地域計画変更

堺市農業委員会事務局

電話：072-228-6825

「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の申請方法について

相続税納税猶予制度の適用を受けている農業者に対し、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」について、農業委員会事務局の窓口または郵便での申請に加え、電話による申請も可能です。代理人による電話申請も可能ですので、ご活用ください。

問合せ：堺市農業委員会事務局 TEL：072-228-6825

令和 7 年度 市外研修報告

～るシオールファームと JA こうか農産物直売所を訪問～

令和 8 年 1 月 23 日、農業委員・農地利用最適化推進委員の市外研修として、滋賀県甲賀市の有限会社るシオールファームと JA こうか農産物直売所 ここぴあを訪問しました。

有限会社るシオールファームでは、直営レストランにて昼食を取った後、アイメック農法を取り入れた高糖度トマトの栽培を行うビニールハウスや、お米の乾燥施設などの関係施設を案内していただきました。その後、法人の概要のほか、経営に関する考え方、六次産業化を取り入れた取組について説明を受け、委員からも活発な質問が出されました。

また、JA こうか農産物直売所 ここぴあでは、直売所の概要のほか、湖南市特産の弥平唐辛子や交流都市である北海道比布町や鳥取県北栄町などの物産品の取扱い、また、状況に応じて出荷者に代わり職員が値引きシールを貼付するなど売れ残りをなくす取組について説明を受け、その後、店舗内の見学を行いました。

今回の研修を通じて、多様な取り組みや先進的な経営手法に触れることができ、委員一同にとって多くの気づきと学びを得る大変有意義な研修となりました。



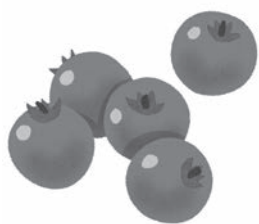
高糖度トマトの栽培を行うビニールハウス



お米の乾燥施設



JA こうか農産物直売所 ここぴあ



◎借り手募集情報

管理番号	掲載開始年月	農地所在地	筆数	地目	面積(m ²)	賃料	水利費等	現況	ほ場整備	隣接道路	車両通行	水利施設	共同賦役
1	2022年6月	南区鉢ヶ峯寺	1	田	326	有り	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	不明
2	2022年6月	南区稲葉3丁	2	田	604	無し	有り	保全管理中	未	無し	不可	有り	無し
3	2022年7月	南区和田	1	田	915	不明	無し	保全管理中	未	有り	可	無し	無し
4	2023年3月	美原区平尾	1	田	727	不明	不明	耕作中	未	有り	不可	有り	不明
6	2026年2月	西区山田4丁	1	田	1,775	無し	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	有り
7	2026年2月	西区山田4丁	1	田	694	無し	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	有り
8	2026年2月	中区陶器北	1	田	571	無し	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	有り
9	2026年3月	西区太平寺	1	田	925	無し	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	有り
10	2026年3月	西区太平寺	1	田	677	無し	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	有り
11	2026年3月	西区太平寺	1	田	1,071	無し	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	有り
12	2026年6月	北区中村町	1	田	1,272	無し	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	有り
13	2026年6月	北区中村町	1	田	608	無し	有り	耕うん済	済	有り	可	有り	有り
14	2026年6月	西区太平寺	1	田	715	無し	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	有り
15	2026年6月	西区太平寺	1	田	1,033	無し	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	有り
16	2026年6月	中区上之	1	田	852	無し	有り	保全管理中	済	有り	可	有り	有り

令和 7 年の農地賃借料の平均額などについてお知らせします

農地の借地にかかる賃料は当事者の話し合いで決めるものですが、農地の利用関係の調整のため、「農業委員会が情報を提供すること」と農地法第 52 条で定められているため下記のとおりお知らせします。いずれも **10 a 当たりの年額**となります。賃料を決めるときなどの参考としてください。なお、令和 7 年中に決定し、利用集積制度を利用した農地において、当事者間で使用貸借（賃料なし）を選択された件数は、全 31 件中 28 件でした。

最高額 12,977円 最低額 8,515円 平均 10,161円



※他と突出して金額に大きな差があるものを除外しています。

「野焼き」に関するお願い

「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されています。ただし、農業でやむをえず行われる、「稲わら等の焼却」については例外とされています。しかし、風向きや場所によっては、付近住民の方に「迷惑」となる場合がありますので、十分なご配慮をお願いします。



農地パトロール＜農地の利用状況調査＞を実施します

堺市農業委員会では、農地パトロール（農地の利用状況調査）を実施し、市内遊休農地の実態把握を行っています。本調査は、農地法第 30 条に基づき農業委員会が年に 1 回実施するものです。地域の農地利用の確認、遊休農地の把握および発生防止・解消、違反転用の防止と早期発見を目的としています。

また、市内の遊休農地のうち、草刈り等により再び農地として利用可能なものについては「利用意向調査」を実施しています。

利用意向調査の結果によっては、法律に基づき、「中間管理機構（農業者へ農地の貸出等を行う機関で、大阪府内は、一般財団法人大阪府みどり公社）」への貸出しをあっせんできる農地として同公社の貸し出し可能農地としてホームページ上に掲載されることもあります。



遊休農地となってしまうと、、、

- ・ 土壌管理が行き届かなくなり、再び営農する際には土壌の回復から始める必要があるため、借り手が見つみにくくなります。
- ・ 雑草の発生により、周辺環境が悪化し、周辺農家や住民へ迷惑をかけることとなります。



＜ 遊休農地にならないための対策例 ＞

- ・ 相続や後継者について、家族で早めに相談し、決めておく
- ・ 農地法第 3 条許可による貸借や譲渡により、農地としての活用を継続する
- ・ 農用地利用集積等促進計画制度などの利用により、農地としての活用を継続する
- ・ 定期的に農地の状況を確認し、除草などの適正管理を行う など



熱中症にご注意ください

熱中症は重症化すると命に関わるほか、脳にダメージが残り、長期間にわたって後遺症が続くおそれがあります。

厳しい残暑が見込まれますので、高温時の長時間作業は避けてください。

また、こまめに休憩を取り、水分・塩分を十分に補給しましょう。

できるだけ単独での作業は避け、周囲と声をかけ合いながら安全に作業を行ってください。

ぜひ防災協力農地への登録を！！

防災協力農地は、地震などの大規模な災害が発生したとき、市民の皆さんの避難場所や災害復旧用の資材置場などに使用する農地です。令和8年3月現在、堺市内で、約7ヘクタールの農地を登録していただいておりますが、更なる登録にご協力をお願いします。

防災協力農地として登録をお願いしたい土地は、①生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地 ②概ね300㎡以上の一団の農地 ③既に登録されている防災協力農地に接する農地のいずれかに該当するものです。

お問合せ：堺市農政部農水産課（電話 072-228-6971）



農地の適正管理について ～遊休農地は病害虫の発生や鳥獣被害の原因となります～

農地法第2条の2には、「農地について所有者又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない。」と農地の権利を有する者の責務規定があります。

遊休農地は、病害虫の発生や鳥獣の隠れ場所となり鳥獣被害の原因となるうえに不法投棄や火災の恐れもあり、近隣の住民や農地にも悪影響を及ぼします。

また、農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。日頃から、定期的に草刈りを行うなど農地を適正に管理しましょう。

なお、高齢や後継者不足等で農地の管理が困難な場合は、農地の貸借等をご検討ください。



見やすい！分かりやすい！

全国農業新聞を購読してみませんか

購読料：月 900 円〔送料、税込〕 ○ 毎週金曜日発行

《お問合せ》 Tel 06-6941-2701（大阪府農業会議）まで



ホームページアドレス <https://shinbun.nca.or.jp/>



農業者年金未加入の皆さんへ

農業者年金で安心・豊かな老後を！！

国民年金＋農業者年金

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

1. 農業者なら広く加入できる
2. 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金
3. 保険料は自由に決められる
4. 終身年金。80歳前になくなった場合には死亡一時金あり
5. 税制面で大きな優遇
6. 保険料の国庫補助



《お問合せ》 Tel 03-5919-0371（独立行政法人 農業者年金基金）まで

ホームページアドレス <https://www.nounen.go.jp>